

平成13年4月10日
株式会社新潟中央銀行
金融整理管財人

特別背任事件の告訴について

株式会社新潟中央銀行金融整理管財人は、標記の事件について下記のとおり告訴した。

- 1 告訴年月日 平成13年4月10日
- 2 告訴人 株式会社新潟中央銀行
金融整理管財人 砂 田 徹 也
近 野 茂
預 金 保 険 機 構
理 事 長 松 田 昇
- 3 告訴先 新潟地方検察庁及び新潟県警察本部
- 4 被告訴人 大森龍太郎（元新潟中央銀行頭取）
永村弘志（前新潟中央銀行頭取）
- 5 告訴罪名 特別背任罪（商法第486条第1項）
- 6 告訴事実の要旨

被告訴人らは、株式会社新潟中央銀行代表取締役頭取として同銀行の業務全般を統括し、あるいは同銀行の専務取締役として頭取を補佐して同銀行の業務を掌理していたもので、融資に当たっては、あらかじめ融資先の営業状態、資産等を精査し、確実にして十分な担保を徴求して融資金の回収に万全の措置を講ずるなど、同銀行のため職務を誠実に遂行すべき任務を有していたものであるが、株式会社富士マナファーム、株式会社本栖高原ホテル及び株式会社富士中央ゴルフ倶楽部がそれぞれ所有するテーマパーク用地等の不動産に根拠当権を設定させても、各会社には返済能力がなく、上記不動産には担保余力がないことから、融資金の回収が危ぶまれる状態にあることを熟知しながら、株式会社富士中央ゴルフ倶楽部及び被告訴人らの利益を図る目的をもって、同銀行の他の取締役らと共謀の上

- (1) 平成10年7月23日ころ及び同年9月4日ころの前後2回にわたり、被告訴人兩名の前記任務に背き、株式会社富士マナファームに対し、十分な担保を徴求せず、融資金の回収を確保するための万全の措置を講ずることなく、同社に合計8億1,400万円を融資し、もって、同銀行に同額の財産上の損害を加え
- (2) 同年7月23日ころ、被告訴人兩名の前記任務に背き、株式会社本栖高原ホテルに対し、前同様の措置を講ずることなく、4億1,700万円を融資し、もって、同銀行に同額の財産上の損害を加え
- (3) 同年7月29日ころ及び同年9月25日ころの2回にわたり、被告訴人兩名の前記

任務に背き、株式会社富士中央ゴルフ倶楽部に対し、前同様の措置を講ずることなく、合計2億8,400万円を融資し、もって、同銀行に同額の財産上の損害を加えたものである。